

水源開発問題全国連絡会◆ 東京都千代田区平河町1-7-1-W201  
TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

## 全国で多様な 活動展開が・各地の報告から・

前号を発送してから3ヶ月が経ちました。その間、各地から多くの情報を事務局に寄せて頂きました。本号は各地の状況と、寄せられた情報、発言で構成致しました。各地の状況（各地から送られてきた新聞記事、報告、要請等を資料として添付しますので、参考してください）

については最後まで具体的日程を明らかにしませんでした。

大蔵省は、審議委員会で推進の答申が出されていることが根拠、と答えました。審議委員会答申が間違いだらけであることが明らかにされるならば、予算貼り付けの根拠は崩れ去ることになります。

### 1、川辺川ダム関係

(1) 1月28日、衆議院第2議員会館で「公共事業チェックを実現する議員の会」主催の「川辺川ダム問題ヒヤリング」が行われました。地元（熊本県）の運動団体が議員の会に属する国会議員の前で、建設・農林水産・大蔵・環境の4省庁の担当者に質問と意見をぶつけました。

特に質問と意見がが集中したのは、ダム本体を含む総事業費が幾らになるのかと、何を根拠に大蔵省が98年度予算として96億円を貼り付けたのか、という点です。

建設省は総事業費を再算定中であり、近いうちに公表する、という答え。それが特ダム法でいう基本計画の変更であることを建設省が認めたものの、変更手続きをいつ行うのか

(2) 1月30日、建設省は熊本県知事に対して、川辺川ダム基本計画変更に関する意見書提出を要請しました。

この事が一般に知れたのは、2月28日に熊本日々新聞が報道したことによります。1月30日の2日前にはこの事でやりあっていたのですから、報道が遅かったこと、建設省から住民団体に何の知らせもなかったことは、きわめて悪質な意図的策略としか言いようがありません。

現地（熊本県内）では、知事が推進の意見書を出さないように、県議会へ精力的な働き掛けを行いましたが、「時既に遅し」で、県議会は知事の意見書内容を承認してしまいました。

(3) 3月26日、第2回目の「川辺川ダム問

題ヒヤリング」が行われました。この時は地元から農業・漁業・地質学等の当事者が参加し、当事者ならではの迫力あふれる問題提起と実情報告が行われました。

総事業費が350億円から2650億円に跳ね上がった中身として、これまで無視してきた地滑り対策工事費や、まったく当事者と話し合うことなく漁業補償費（その金額は明らかにできないというのみでした）が含まれています。

代替案についても経費が提示されました。河床掘削や堤防嵩上げはいずれも2100億円で、現計画の総事業費よりも小さいことになります。これについて建設省は、ダムの建設目的を治水のみに限るならば、ダムの総事業費は1900億円で、2100億円よりも安くつく、という説明をしました。

利水目的は、川辺川土地改良事業同意書撤回を認めさせる裁判が勝利するならば、消失します。そうなると後は治水のみ。この治水も、過大に設定されている基本高水流量がきちんと科学的に見直されるならば、河床掘削や堤防嵩上げの方が有利、という答えができるのは必然です。

次回は、農水省を事実の積み重ねで更に追い込むことと、建設省に対して基本高水流量が過大であることを認めさせることができることがこちら側の課題といえます。

(4) 「東京の会」「福岡の会」(準)が発足しました。それぞれの連絡先等は「現地からの報告の部」を参照して下さい。

## 2、第十堰関係

(1) 3月9日、藍住町議会が、議会として堰

改築に促進か反対かの判断を自信を持って下すための材料を造ることを目的に、堰改築の影響を調査する、「第十堰改築事業調査研究委員会」を設置しました。この委員会は全議員で構成され、議会の特別委員会あつかいとなっています。

第十堰左岸に位置し、可動堰化されると地下水位の上昇による弊害が心配されている同町の議会が、どのような経過を踏んで、いかなる判断を下すのかは、可動堰化の動きに大きな影響を与えます。

(2) 政府は、竹村泰子参議院議員が提出した「吉野川第十堰改築計画に関する質問主意書」に対する回答の中で、「計画高水量が流れられた場合、セキアゲにより、計画高水位を42cm超えるという建設省の計算は、『絶対的なものではない。模型実験結果などを考慮すれば、実際の水位は計算値と同程度と予測することは妥当である』」としています。同質問主意書への回答の別項では、「模型実験の精度を裏付けるはずの航空写真による洪水水位は絶対的ではない」と答えています。これらを総合すると、模型実験の信頼性欠如をはじめて認めたわけで、建設省の計算が妥当とする根拠が崩れたことになります。

(3) 同堰建設事業審議委員会は第12回会合を5月8日に開く予定です。この会合では、吉野川シンポジウム実行委員会のメンバーを呼び、最大の論点である「現堰によるせき上げ」問題について、建設省と討論することになっています。のこと自体は住民側が強く要求してきたことの実現であり、運動の大きな成果です。

しかし、喜んでばかりはいられません。同審議委員会がこれをおこなうことで、「住民側の意見も聴いた」として、実質的な審議委員会をこれで打ち切り、次回には答申、という運営がされる恐れがあります。このような緊迫した状況を反映し、地元では活発な動きがあります。

(4) 4月27日、「吉野川の未来を考える建築設計者の会」は審議委員会と建設省に対し、可動堰化による景観影響調査を行うことと、同会との意見交換を行うことを求める緊急要望書を提出しました。

(5) 4月28日、「徳島弁護士会」は審議委員会と建設大臣に、同審議委員会の在り方に関する意見書を送付しました。

同意見書では、事業者である建設省と、それに異なる意見を持つ人が直接論議・質疑応答をおこない、審議委員がそれらを聴いて審判を下す、という裁判に似た審議方式を提案しています。

### 3、木頭村関係

(1) 村と県の間で、審議委員の構成についての協議を続けています。県は「学識経験者以外は行政委員」として「流域自治体代表のみが対象」と主張しています。流域自治体には「何が何でもダム」を主張している自治体もあるので、自治体からの代表のみが行政委員として参加することは、科学的審議ではなく、政治的審議に流されてしまうことは確実です。

木頭村はその対案として、流域自治体の代表委員と同数のNGO代表を入れることを提

案しています。

(2) 3月27日、最高裁第2小法廷（河合伸一裁判長）は「長安口ダム水害訴訟」に対して、上告棄却の判決を出しました。

同訴訟の第1審では、「洪水は降雨とダムの放水が原因」と認めたうえで、「操作規則を上回るダムの過剰放水があった」として、国などの賠償責任を認めていました。

ところが、2審では「放水が原因だが当時の一般的基準に照らし、管理に過失は認められない」とし、今回の最高裁判決も、「賠償責任を否定した2審は結論において是認できる」としています。

この判決は、ダムの操作ミスを不問にしたもので、「ダム操作ミスがあってもそれはやむをえない」ことを公然と認めた居直り判決です。洪水被害者にとってまったく無責任な判決です。

また、この判決は「ダムは洪水対策上有効である」という神話を権力側が自ら否定したことになります。私たちの運動においても、「国はダムが治水上何の責任も持てないものであることを認めた」と大いに宣伝しましょう。

(3) 4月5日、「細川内ダム建設反対徳島県連絡会」が木頭村文化会館で総会を開きました。その第2部で講演会が企画され、木頭村村長藤田恵氏が「ダム審議委員会に望む木頭村の態度」について、水源連事務局から遠藤が「ダム反対運動の全国状況と課題」について、話をしました。この総会では、「細川内ダム計画の『完全中止』をめざすアピール」を採択しました。このアピールは次の2点を呼びかけています。

1、清流を守りたいと願う人、税金の無駄遣いだと怒る人、ダムは必要ないと思う人、皆の力を合わせてダムを止めさせましょう。

2、木頭の山林には、ダムNOの願いを託した立木オーナーの札が3000本を超す木に掛かっています。さらに多くの木に札をかけて下さい。ダム反対の強力な陣地を作りましょう。

(4) 4月26日、「よいしょきとうむら」の設立を呼びかけるパーティが徳島市内で開かれました。「木頭村と、第3セクター「きとうむら」を応援する会」を結成しようという呼びかけです。

木頭村がダム抜きで自立してゆくには、村の雇用対策として設立した「きとうむら」の成功が不可欠です。どのような形で「きとうむら」を応援してゆくのかは、これから討議にまかされています。

「よいしょきとうむら」が正式に発足したならば、水源連としても協力したいと考えています。

#### 4、苦田ダム関係

(1) 再々質問主意書を提出し、政府がその回答をだしました。

質問は苦田ダム建設事業審議委員会とダム等建設事業審議委員会の不十分性と、そのことに関する政府の見解を質す、11の設問からなっています。政府からの回答は、いずれも質問の主旨を外しながら、これまでの既成事実を妥当とする居直り回答で、反省の姿勢は微塵にもありません。

(2) 2月4日、中国地方建設事務所はまったく不当にも、「団結の碑」を関係者に無断で拔打ち撤去を行いました。

「団結の碑」は苦田ダム建設阻止期成同盟会員の意思と資金カンパにより建てられたもので、苦田ダム阻止のシンボルです。

この暴挙に対して、「苦田ダム阻止土地共有者の会」「ストップ・ザ・苦田ダムの会」「苦田ダムに反対する県民の会」は同地建に対し、「団結の碑」の現状回復を求める抗議の申し入れを、2月10日に行いました。

(3) 5月16日(土) 13:30~16:30、津山市総合福祉社会館で、第3回目の「苦田ダムと吉井川の治水を考えるシンポジウム」が「ダムと水を考えるシンポジウム実行委員会」の主催で行われます。パネラーは運動体側から2名の専門家(水源連事務局の嶋津輝之氏がパネラーになっています)、建設省から2名の担当責任者です。

今回も前回と同様、苦田ダムの治水目的の妥当性が焦点となります。また、時間次第では、代替案の可能性を探ります。河川法改正のポイントもテーマの一つになっています。

#### 5、足羽川ダム関係

(1) 美山町議会は「審議委員会答申を最優先する」姿勢を確認しました。美山町は「現計画について美山町は一切取り合わない」「美山町にはもうダム問題はなくなった」という意思確認として、ダム関係3団体への交付金を打ち切りました。

(2) 3月14日、「足羽川の清流を守る会」は「美山町ダム反対期成同盟会」の仲間とと

にも、「足羽川清流の里共有地トラスト」運動の看板を美山町西河原の共有地付近に立てました。148名が共有地権者になっています。当日はスタッフの数を上回る取材陣がつめかけたとのことです。

(3) 4月16日、本年度の足羽川ダム事業予算が前年度を1億円下回る3億円であることが明らかにされました。現計画下での環境影響調査、水没戸数を少なくするための代替案のメニュー作成、等をおこなうとしています。

## 6. 徳山ダム関係

(1) 村長リコール請求が成立した藤橋村では、藤橋村村長島中敏郎氏がリコール投票を待つことなく2月22日に村長職を辞任しました。

これに伴う村長選(欠員を補う選挙)が3月1日に行われました。村長選には島中氏も立候補しました。リコール運動側からは横山周導氏が立候補しました。

その結果、島中氏186、横山氏158ということで、島中氏が当選しました。島中氏の独裁的村政を改め、村に民主主義を根づかせることを第1の目標としたリコール運動の結果、島中氏の再選です。

「ダムにまつわる財政依存から、自立した村政の確立」もリコール運動の底流にあったのは確かですが、そのための政策を明確な形で提起し得ていなかったことも事実のようです。

1年半後にはまた新たに村長選が行われます。それまでに、「ダムにまつわる財政依存から、自立した村政の確立」に向けたより具

体的な方向を探ることを、地元の皆さんがあざさうしています。

(2) 「住民自治と地域振興」を探る連続シンポジウムが持たれています。「徳山ダム建設中止を求める会」等で組織している「国際河川ネットワーク・西濃」が主催しています。2月14日に第1回目が、3月14日に第2回目が開かれました。

「ダムにまつわる財政依存から、自立した村政の確立」をより具体的なものとするための模索は、これからも続けられます。

## 7. 長良川河口堰関係

(1) 4月21日、長良川河口堰差し止め訴訟控訴審の結審で村瀬惣一さんが最終陳述を行いました。

村瀬惣一さんはそのなかで、「差止めの要件について」と「本件事業にメリットがあるか」について述べています。差し止めの要件については、「地裁のいう、差止めの要件は、いま人類が問うている課題に対して無力である。本法廷が今日の人類的課題に答える法理を確立されることを強く希望する」という主旨の陳述でした。事業のメリットについては、「結論から先に申さば、それはゼロである。如何なる犠牲も、如何なる金銭的支出もこれを行う価値はない。」と治水利水両面から数字を挙げて実証しました。

(2) 村瀬惣一氏が新たな住民訴訟の提案をされています。

その目的は、「愛知県知事(三重県知事)が不利な条件で国の水源開発事業計画を受け入れたことにより、同県民に過重不当な負

担を課する事態に至ったことにつき、反省を求める、同職の今後の姿勢を、国に対する負担再検討要求の方向に転換せしめること」としています。

被告を現愛知県知事／現三重県知事とし、所管裁判所を名古屋地裁／津地裁としています。原告を愛知県民・三重県民とし、その他大勢が応援する訴訟にする計画です。(とりあえずの連絡先は、在間法律事務所 052-951-2818)

## 8、新月ダム関係

(1) 2月17日、「大川治水利水検討委員会」の第1回会合が開かれました。この委員会は新月ダム計画が休止となったことにより、県が「大川の治水利水計画について様々な角度から見直す」として設置したものです。2年間審議し、その結果を宮城県に答申することになっています。

同委員会の構成は、学識経験者4名、気仙沼市長、気仙沼市民6名となっています。市民委員の中には、新月ダム反対運動を担わってきた熊谷博之氏が含まれています。

現地では地域振興を「先ずダムありき」で考えていました。これからは、「先ずダムありき」ではない地域振興策を探る中で、大川のあり方について真摯な審議がなされることが期待されます。

## 9、佐梨川ダム関係

(1) 佐梨川ダムは新潟県営のダムですが、建設省からの補助金を受けることから、建設省は「足踏みダム」としました。

しかし新潟県は本年度の予算配分で佐梨川ダム調査費をこれまでの5倍以上の7000万円

としました。新潟県は「足踏みが解除された」と公言しているようです。

(2) 6月13、14日に「東京の水を考える会」と全水道東京水道労組が、佐梨川ダム予定地と、揚水発電の揚水時の給電元となる柏崎刈羽原子力発電所の見学会を開きます。

イヌワシを中心とした自然保護の問題、佐梨川ダム固有の問題、揚水発電の問題、足踏みダムを中止ダムにさせるための運動は?等々、テーマは豊富です。

水源連に加盟されている地元のイヌワシネットワークの皆さんのが案内役を引き受けってくれました。13日の夜は地元の皆さんとの交流会も予定しています。水源連事務局としても、仲間の皆さんのがこの見学会に参加されることをお勧めします。

集合先:JR武蔵野線北朝霞駅(東武東上線朝霞台駅)の駅前広場

集合時刻:6月13日(土) 8:30

参加費用:交通費・宿泊費等すべて込みで  
15000円

申込・問い合わせ方法:5月25日までに、「東京の水を考える会」事務局 堀田・柴田氏に電話もしくはFAXでお願いいたします。  
電話番号は、03-5211-5429  
FAX番号は、03-5211-5538

## 10、矢田ダム関係

矢田ダム予定地視察を行いました

2月10、11日、97年7月に建設省が「休止ダム」指定した矢田ダム建設予定地である大分県大野町視察会が持たれました。人吉の原さんが中心になって企画された視察で、九州を中心とし全国から50名近くの仲間が参加し

た。水源連事務局からは遠藤が参加しました。

対応された町当局の方は、「ダム計画の発表も休止の発表もまったく町には一言の相談もなかった。矢田ダム問題は町にとって、町民にとって、百害あって一利無しだった。

この問題は同じ地域の人の心を傷付けた。地域振興も遅らせた。町は28年間ダム対策がらみの支出を余儀なくされた」「ダム休止は中止と受け止めている。問題の事後処理はこれから。これからが本当の闘いになる」と言われました。

反対協議会との交流も持たれました。「やっと整備した圃場を奪われたくない」という強い気持ちが組織の固い団結をもたらしていること、会としては建設省や大分県との直接交渉を一切行わず、交渉先を町に限ったこと等が報告されました。

矢田ダムが休止ダム指定された背景には、反対協議会の強い反対運動と、大野川流域の水需要の鈍化が挙げられます。

休止を明確な中止にさせること、あわせて、ダム抜きの町の振興策の策定が急がれています。

<以上文責 事務局>

### 事務局からの報告とお願い

1、4月30日、改正河川法に基づく河川整備基本方針（基本高水量と計画高水量等を定める）と河川整備計画（ダムや堤防などを具体的に定める）について、建設省にヒアリングを行いました。水源連事務局からは鳩津・遠藤が出向き、建設省からは計画課課長補佐上田悟氏と開発課課長補佐須見徹太郎氏が応対しました。おもな回答は。

①基本方針・整備計画は全ての一級河川全てにさだめる。

②そのスケジュールは決まっていない。

③一級河川の基本方針は各地で作業を進めており、決定は国の河川審議会の意見をもらって本省が決定する。整備計画は地方建設事務所が決定する。

④整備計画策定時の公聴会は、少なくとも一級河川については開くことになっている。

⑤基本方針の作業状況についてどう答えるかは、各地の判断による。

等が明らかにされました。

水源連としては、各地域の運動体がそれぞれの建設省地方建設局に、基本方針と整備計画の考え方、進捗状況等を具体的に、問い合わせ・話し合い等をされることを希望します。その結果を事務局までお知らせ下さい。

2、情報を事務局までお寄せ下さい。

そのまま全国へ知らせる必要があるものは印刷に耐える形でお願いいたします。新聞記事等もよろしくお願いいたします。

3、年会費の更新をお願いいたします。

個人年会費は2000円、団体年会費は5000円です。特に団体年会費をよろしくお願ひいたします。

振込先 郵便振替 「水源開発問題全国連絡会」 00170-4-76559

# 川辺川ダムの関連

## 各省庁の担当者と霞ヶ関で丁々発止。

今の川辺川関連の動きとして、一番大きなものでは霞ヶ関バトルがある。これは議員で作る「公共事業チェックを実現する議員の会」の主催で各省庁の担当者を招いて霞ヶ関の議員会館でヒアリングを行っているものだ。川辺川ダム問題の抱える、問題点を事前に各省庁に提出し、議員が見守る中で答えてもらう形式で行われている。今年の1月28日、3月26日の2回行われ、大きな成果を収めている。

### ■第1回 霞ヶ関バトル

1998年1月28日

#### 【参加者】

議員8名 建設省、大蔵省、農林水産省、環境庁計8名 市民13名 記者9名、傍聴数名

#### 【要約】

### 総事業費を執拗に追求

争点はなんといっても総事業費につきた。当初、各省庁に渡してある質問事項に答えるかたちで議事は進行しはじめたが、元環境庁長官で子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会の大石武一会長が省庁担当者を一喝、「いつ決まるかわからない総事業費に国民の貴重な税金を使うのか」。その後執拗に大蔵省、建設省を追いつめた。古巣である環境庁の担当者には、アセスの不

明快な答えについて「そんなことばっかりをいつている環境庁などはいらない」といい放った。一方、川辺川ダム反対運動関連組織の顧問でもある新潟大学法学部の鷲見一夫教授も、まるで土砂降りのようにきつい言葉を浴びせかけた。農水省の利水裁判の件では、「農民のための農水省のはずなんだから農民と裁判なんかするな」、「総事業費の決まらない利水事業にお金を出させる泥棒と同じだ」、水没予定者へのケアについて「現地を見ると集団殺戮だ」とまくし立てた。これにより、出席議員達も川辺川問題の根の深さと問題点の多さを再認識したにちがいない。

最後に現地から人吉からきていた清流川辺川・球磨川を未来に手渡す郡市民の会の重松事務局長が、昭和40年に洪水は、地元民としては市房ダムがあったから被害が拡大したとする地元民の生の声を披露した。さすがに生々しい当時の増水状況を聞かされて、省庁担当者議員達も沈黙してしまった。

#### 【成果】

これだけ白熱した議論により、出席議員達は川辺川問題の根の深さと問題点の多さを再認識したにちがいない。また、このバトルの模様は当日の地元の夕方のニュースでオンエアされ、翌日からの各新聞報道ではかなりの紙面をさいて、報道された。これにより地元では、東京で川辺川の問題が話し合われているという認識を広められたのではないか。



各省庁の回答というのは相変わらずのらりくらりとかわす、ということを再認識させられた。第一の争点になるはずだった、「基本高水流量の7000トンは過大である」という点などは、基本高水計算方法を長々と説明するだけで、全く答えにならない回答であった。大蔵省にしてもダム審の答申で、GOがでているということを錦の御旗に、予算配分には問題点はないという、決まり切った言葉がきかれた。

### 【意外な展開】

この第1回のバトルからちょうど一ヶ月、2月28日の熊本日日新聞の朝刊に川辺川ダムの計画変更が新聞記事として発表される。(新聞記事サマリー参照)総事業費について、バトル当日、あれだけしらを切ってとほけていた建設省担当者は、その時点ですでに変更については知っていたと考えられる。これについては第2回以降のバトルでも答弁や、組立の参考にしたい。

### 【資料】----- ●川辺川ダム事業に関する各省庁への質問項目

1. 建設省への質問
  - (1) 川辺川ダム計画の前提となっている人吉での基本高水流量7000トンは、過大ではないか。
  - (2) ダム対案は5つ示されているが、その組み合わせが「遊水地と放水路」しか検討されていない。他の組み合わせ案も十分検討すべきではないか。
  - (3) 既に計画当初予定建設費を上回る1300億円を投入しているが、完成までの総事業費はいくらなのか?現時点においてさえ不明なのであればその理由を述べて頂きたい。
2. 農林水産省への質問
  - (1) 農家の申請事業であるはずの国営川辺川土地改良事業は、既に受益農家の半数以上(原告及び補助参加)が裁判を起こしてまでも同意の撤回、事業の中止を求めている。このように事業が係争中であるにも関わらず、関連事業を進める事は可能なのか。その根拠を示して頂きたい。
  - (2) 来年度予算3億円の使途内訳を公表して頂きたい。
  - (3) 減反政策を進める傍ら、このような利水事業を進める事は矛盾していないか。
3. 大蔵省への質問
  - (1) 国民の中に巨大な無駄使いであると指摘する声があるにも関わらず、なぜ川辺川ダム事業の概算要求に対して満額回答を行ったのか。
  - (2) 説明会において建設省は、ダム本体を含む総事業費は未算出であり、ダム対案についてもコスト計算をやつ

ていないと答えていた。対投資効果の面でこれは大蔵省として問題にすべきではないか。科学的な対投資効果算定作業を建設省に求めないのか。

(3) 大蔵省は農水省から川辺川利水訴訟について報告を受けているか。また納税者の立場からみて係争中の事業に対する予算の配分は司法の判断を待つのが当然であると考えるが、大蔵省の見解をお聞かせ願いたい。

#### 4. 環境庁への質問

(1) 公共事業の環境への影響評価を環境庁独自で行う計画はないか。

5. 時のアセスメントに関連して各省庁の見解をお聞かせ願いたい。

(1) 既に着手した事業についても、デメリットが大きいと判断すれば見直すか。

(2) 計画見直しに関して、国民各層の声を広範に聴取るべきであると考えるか。

(3) 客観的な計画見直しを計る為、事業者以外の第三者機関を設置するべきと思うか。

### ●新聞記事サマリー

#### 川辺川ダム計画変更へ

工期を8年延長 総事業費は2.3倍に 建設省

建設省が川辺川ダム(球磨郡相良村)の基本計画を変更するために、特定多目的ダム法に基づき福島知事に意見書の提出を求めていたことが27日、明らかになった。変更内容は(1)かんがい対象面積を約20%縮小する(2)ダム建設の総事業費を2.3倍増やす(3)工期を平成20年度まで8年間延長する。の3点。知事は変更に同意する意向を固めており、三月定期議会に意見書案を提案、議会の同意を求める。



計画変更を伝える  
熊本日日新聞の記事

基本計画は建設省が昭和51年3月に策定し、建設の目的や用途、費用、工期などを盛り込んでいる。ダム建設に反対していた球磨郡五木村の水没者地権協議会が建設を容認した昭和59年と、物価上昇などで63年に改定したが、特定他目的ダム法に基づく計画変更是初めて。

このうち、建設目的の一つである国営川辺川土地改良事業(対象面積約3400ヘクタール)では、ダムを給水源にするかんがい対象の畠地を801ヘクタール減らす半面、水田を105ヘクタール増やす。この結果、対象面積は696ヘクタール減の2710ヘクタールになる。ただ、水田は畠地の約8倍の水を必要とするため、利水容量は変更しない。

総事業費は現行約1130億円だが、平成8年度末までに1121億円を消化。9年度末に総事業費を上回るため、1520億円増額して約2650億円にする。増額の主な理由は(1)工法変更や新規工事の追加(2)物価上昇に伴う建築資材などの増加(3)消費税の導入。総事業費は当初約350億円で、改定後は8倍近くに膨らむ。

これに伴い、県の直轄ダム事業負担金も現行の約251億円から580億円に増える。

工期は当初、昭和42年~56年度だったが、昭和59年に終期を平成5年度、昭和63年に平成12年度に延長。今回が3度目の延長になる。

一方、知事の意見書は、基本計画策定時に当時の沢田一精知事が提出した6項目の意見書に、福島知事は「効果的な事業の執行と事業費の縮減に努められたい」との項目を追加して提出する考えだ。

建設省は昨年5月、ダム本体工事の前提になる仮川道の建設工事に着工、平成13年度までに本体着工を目指している。



総事業費は「算定中」



## ■第2回 霞ヶ関バトル

1998年3月26日

### 【参加者】

議員6名 建設省、大蔵省、農林水産省、  
計6名 市民15名 記者3名、傍聴数名

### 【要点】

#### 地元の声を直接議員と省庁に。

なんといっても2回目の特徴は、地元の生の声を中央に伝えたことではないのか。地元5人の切実なそして、今の現実に一番近い声は霞ヶ関に高らかとこだました。まず、利水裁判関連と地元農民の声を反映した農民梅山氏は、利水事業の同意の取り方の違法性を切実に訴える。漁協のいきさつと地元の深い部分を知る川漁師吉村氏は、川辺川工事事務所の対応の不誠実さを訴える。川辺川からあらゆるダムをなくそうとしている原氏、地

元人吉のダムに対する不信感を切実に訴えるオピニオンリーダー重松氏が、省庁を糾す質問。議員達もそのパワーに圧倒される。さらに地質学者でもある松本氏は、自分の足で歩いたダムサイトの詳細な地質データを示して、いかに地質学的にダムが危険であるかを訴えた。

今回の地元の声はかなり省庁としても強烈だったようで、その対応にしばし窮する場面が随所に見られた。たとえば利水に絡む今後の農業振興についての質問に、農水省側が試験的なお茶の栽培を、地元農家の立場と協力して行っていると答え、いかにも農家側を考えているような印象を与えようとした。そこで地元メンバーが間髪入れずに、その試験に協力しているのは本来農家ではない建築関係者で、その立場が片手間にやっている畠であって、その本人がどこの誰かも知っていると言つてのけた。

事前に提出してある質問書については計画変更についての内容提示が建設省から、出されたのが大きな成果だっただろう。まず代替え案についての試案として、

嵩上げ方式	……………2100億円
河幅拡幅	……………4100億円
河床掘削	……………2100億円
遊水池計画	……1兆3000億円
放水路計画	……2兆6000億円

が建設省から提示された。その内容はいかにダムが安上がりであるかのアピールのようでもあった。しかし、もし、堤防嵩上げだけで済むのなら、ダムより安いということになる。それについては建設省として、利水や、発電も含めた総合的な意味から考えたら、十分に国家事業として成り立つという見識であった。

また、今回の計画変更の2650億円にも上る、金額的な割り振りが建設省によって、示された。

数量変動、工法変更の主なものとして地滑り対策工、付け替え道路の設計変更、代替え地面積の増加、用地補償費の増加、新規追加の主なものとしては代替え地の増加、環境保全対策。消費税導入に伴う増額81億などの項目はあがっているが、具体的な内容にまでは説明がなされなかった。またその中には今回初めて、地滑り対策が予算の中に組み込まれていることが目新しかった。

また今回の答弁の中で、現在行われている仮排水路の工事は本体工事ではなく、あくまでも付帯工事であるという正式な見解が建設省から出された。

川辺川土地改良事業についても農家の負担額が口頭で提示されたが、数年前の試算額のままではあった。負担額は平成3年の計

算では一人12000円、県営畠地代8000円、国営13000円、団体営13000円となっている。

最後に途中から司会を代わった、石井議員がまとめた。建設省も頭の切り替えが少しずつできているが、自然の川がありそこにはダムがある。しかしそのダムも20から30年で埋まってしまい、それによる災害も起こりやすくなる。この問題は解決に時間がかかるし予算、補償費も曖昧のまま。各省庁の意見や考え方はわかるが、普通の人には通らない。常識的にも一般とは違う部分もある。引き続き、議論してこの問題をいい方向に持っていこうと、締めくくった。

### 【成果】

出席してくれた議員はもちろん、各省庁の担当者も今までとは違った生の地元パワーに、かなりショックを受けたのではないか。今まで地元ではたらい回しにされたり、はぐらかされてばっかりだという省庁に対する声も、あの霞ヶ関の場面では、議員を交えて直接言い合える。クイックレスポンスも得られる。そんなやり取りを見て、議員達もすでに建設ありきというダムの別の一面も垣間見たのではないか。



【資料】-----

### 各省への質問・確認事項

1. 川辺川ダム事業および今回の計画変更に関する以下の質問にお答えください。  
(1) 変更内容「かんがい対象面積を20%縮小する」に関する

### して農水省へ質問

- 1-1. なぜ、突然、ダムからのかんがい水利用を畑地から水田にシフトしたのですか。受益農家に事前に相談しましたか。この変更に関連して建設省とどのような協議をしたのですか。
  - 1-2. 国営川辺川土地改良事業も計画変更になりますか。その場合は再度、農家の同意が必要と考えますか。
  - 1-3. 結局、農家は自分の土地にダムの水を引くために総計で(県営・団体営も含めて)いくら払うことになるのですか。まだわからないのであれば、その理由を明示してください。同意した農家は自分がいくら借金することになるのかわからない状態におかれています。
- (2) 変更内容「ダム建設の総事業費を2.3倍増やす」に関して建設省、大蔵省へ質問
- 2-1. 再度の総事業費増額は無いと確約できますか。既に当初計画350億円の8倍に達しています。大蔵省は何らこの事実に関して検証作業をやっていないのですか。
  - 2-2. 総事業費2650億円という数字は、人吉市全世帯(約1万戸)にそれぞれ2650万円ばらまく事と同じ数字です。計画変更にあたり建設省と大蔵省の協議はあったのでしょうか?その増額の根拠と内訳を公開して下さい。特に漁業権、および魚族に関する補償費用は含まれていますか。また五木村復興の支援に関する費用は含まれていますか。
  - 2-3. ダム以外の治水対策に関して、その組み合わせの検討や、コスト計算を行わないのは何故ですか。前回の回答では不十分です。国民が納得できる説明をしてください。
  - 2-4. どういう条件が揃えば、この事業に予算を配分することをやめるのですか。大蔵省の方針をお聞かせください。
- (3) 変更内容「工期を平成20年度まで8年間延長する」に関して農水省、建設省へ質問
- 3-1. この変更により国営川辺川土地改良事業が完工して

いも、水源とされるダムは未完成という事態が発生します。なおかつ土地改良事業そのもの正当性が裁判で争われています。私たちは工事を一時凍結して計画全体(川辺川ダム事業、川辺川土地改良事業)を見直す必要がある

- 3-2. 工期の変更を事前に水没予定地である五木村へ知らせましたか。清流バイパスの設置についても事前にダム湖汚濁の被害を受ける五木村の了解を得ているのですか。

### (4) その他建設省への質問

- 4-1. 新河川法による球磨川の河川整備基本方針と河川整備計画の策定スケジュールを明らかにしてください。また、前回の基本高水流量に関する質問に対しては、算定方法の概要を説明されただけです。昭和29年以降43年間で、人吉地点での最大流量は昭和57年7月の5400tです。ダム建設の前提となっている基本高水流量7000tは過大ではないのですか。
- 4-2. ダム予定地において地滑りは発生していますか。地質学的に安全と言えるのですか。
- 4-3. 1月30日に熊本県知事へ意見書提出を求めていますが、何故1月28日の時点で我々に計画変更を黙っていましたのですか。

### II. 「時のアセスメント」について

時のアセスメントに関する各省庁の取り組み状況及び実施にあたっての見解をお聞かせ下さい。

### III. 川辺川ダム事業を国民が理解する為に以下の要求をいたします。

この事業に国民も国会も注目しています。国民の川辺川ダム事業に関する各省庁の質問窓口(担当者)を明示して下さい。

## 川辺川問題を全国に展開。東京に組織が誕生。

川辺川の問題を中央に、さらに全国に広げるため、東京に組織ができた。子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会がそれである。会長に元環境庁長官、大石武一、北の副会長に世界的な地質学者で「北海道なきうさぎ裁判」で有名な八木健三、南の副会長に水俣病問題で大活躍している熊本大学助教授原田正純という強力メンバーだ。会の基本方針として、川辺川を全国区にして川辺川ダムを止めることがある。九

州という中央からの距離感を少しでも縮めて、東京で、首都圏で、川辺川問題の広報活動に力を入れる。前出の霞ヶ関バトルでも首都圏マスコミへの広報活動や、コーディネイトなどを担当している。

### 【アースデイベント】

早速そのキックオフイベントともいえる活動が先日横浜であった。子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会としても、はじめての具体的活動であった。4月11日快晴の横

浜大通公園で、アースデイのイベントが行われ、そのひとブースに子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会が出店した。

具体的には一番インパクトのある球磨川と川辺川の合流地点の写真を大きなパネルにして展示、300枚用意したビラも全部配り、署名ものべ22人分集めた。川辺川のきれいな映像をビデオで流し、道行く首都圏の人々にビジュアルでアピールした。ほかに企画として、環境問題の書籍を一堂に集めて、展示即売を行い、好評を得た。



## 【利水裁判】

### 裁判の争点と経過

土地改良法が要求する対象農家の2/3以上の同意があったか、否かは、農水大臣は約4000の対象農家のうち、80数%の同意があったと主張し、事業の成立要件を満たしているとしている。

しかし、「ダムの水はいらない」と事業に反対して裁判している農家(原告)が866名おり、加えて原告に同調する補助参加者が1194名、合わせて2060名の農家が事業に反対することになり、当然農水大臣の主張する80数%の同意との大きな食い違いが出てくる。

この食い違いをただしている作業が、利水裁判の争点そのものだ。1998年3月4日の第6回

### ■連絡先

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会  
【事務局】

〒106-0045 東京都港区麻布十番1-3-11今井ビル301号 有限会社アクセラ内

担当: 渡辺誠

Tel.03-3589-2508 Fax.03-3589-6189

mailto:kawabegawa@aol.com



の利水裁判では、各集落ごとに弁護士自ら立会って聞取った約700名分の認否表が裁判所に提出された。

「同意した」とされる人の「同意書」の署名が本人の自署でなく、同意の成立が無効となる者322名。「事業は中止なったから署名してくれ」等の嘘の説明を受けた、いわゆる錯誤に基づく「同意書」が390名。その上、同意書を取っている時にすでに死亡していた人も多数おり、国の出した「同意書」の信憑性はすでに破綻している。次回公判の6月19日までに全ての同意書確認作業をやり遂げ、裁判所に提出すべく奮闘しているところ。

法廷での実質的な論争は、次回の公判以降になる模様だ。

# 徳山ダムの周辺

徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子

## A. 「本格着工」の行方

既成事実化強化のためか「本格着工」のかげ声は勇ましい。とはいえ、115億円の予算では仮締め切りにも至らない。現地では、数多くの小さな工事が行われて、山肌が荒れ、川の水が汚れていく。ダム完成前に、大規模な山抜けによる災害が起こるに違いない、と、現地を見た旧徳山村の人々は囁き合う。「景気対策に公共工事」という古く臭い声が「地元経済界」に響き、商工会議所が音頭をとって、日々新たな推進団体を作るとか。

## B. 岐阜県、徳山ダム工業用水負担分年間6億円を一般会計から支払い

ダム建設費のうち利水分は完成・運用開始後に、償還していくのが法律的常識。ところが岐阜県では徳山ダムの工業用水負担分をすでに毎年約6億円支払っている。完成を待つていると、その間の財政投融資からの借入金の高額金利がずしりと上乗せされるから、こうした「先払い」は合理的選択という考え方もある（この先払い方式を検討している自治体は多いと聞いている。要注目）。しかし岐阜県にとって「要らない」（1976年完成の岩屋ダムの日量40万トン強の工業用水はずっと使われないまま一般会計から償還されている）ことが明白なものを買うために、苦しい財政から先払いをするのは納得できない。「長良川河口堰の新たな訴訟提起」にもあるように、本来企業会計から支払うべきものを一般会計から支払うのは違法である。「徳山ダムの6億円」という、どう考えてもおか

しい支払いをストップさせるべく、今智恵を絞っているところである。

## C. 住民による村づくり・街づくりが自然破壊を止める

昨年6月、徳山ダム建設予定地である藤橋村で、ダムマネーを当て込んだ大阪の「業者」と島中村長との間で交わされた不明朗な「業務委託契約」を巡って村が揺れた。村長不信任決議は議会解散で宙に浮き、出直し村委会員選挙では立候補数が定員ちょうど無投票（村長支持派が過半数）という中で、「業者」は口汚い街宣を繰り返す…。良くも悪くも「静か」な村が騒然となった。村議を辞めた中川治一氏や横山周導氏が村長リコール運動を始めたのが1月初め、丸4ヶ月以上の逡巡があった。四百数十人がひとたまりの集落に暮らしている。圧倒的な「力」で君臨する村長に楯突いて、署名という形で意見表明にするには、匿名性の中で暮らす都市住民には想像できない「勇気」を必要とする。当初から島中村長側は「署名するのは70名ほどだ」と言い、その「予想された顔ぶれ」が署名した後が本当に苦しかった、と中川氏は述懐する。

128名の署名は集まったが、島中村長はリコール本請求が出される前から、再選に向けた選挙対策の手を打って、辞任の期をねらっていた。1月22日、辞任するその日に水資源公団徳山ダム建設所を訪れ、強制収用への道を一步進める書類を提出した上で「公団から村への協力を取り付けた」あたりは、

彼の面目躍如というところである。

「ダムを作るというなら、国や県が藤橋村に金を出すのは当然」「施設は立派なものでなければ観光客は来ない。金はかけねばかけるほど効果がある」「ダムがらみで金をとり、立派な施設を作つて観光客を呼ぶ。これ以外の村の活性化の代案があるのなら出して欲しい」と島中村長は言う。これに対して、横山氏を立てた「藤橋村を拓く会（杉島寛之代表）」の側は「ダムがらみの金はもう當てにはできない」「ハコモノは後年度負担となつて村の財政を圧迫する」「開かれた情報のもとに村民が参加して村づくりをすることこそが地域活性化」と訴えたが、残念ながら敗れた（横山氏158票、島中氏186票）が、リコール運動を通して住民参加の村づくりを目指した人の意気は衰えていない。「住民一人一人が毎日を生き生きと暮らしていくこそ本当の地域活性化」。藤橋村の明日を拓く確かな手応えがある。

しかし「藤橋村を拓く会」＝ダム反対勢力ではない。11年前、藤橋村に、廃村となつた徳山村を押しつけられたとき、「徳山ダム建設」は不動の既定事項となつていて論議の対象外であった。圧倒的多数の村人にとっては「今更ダムは論議の対象にならない」。だが、藤橋村を揺らしたものは「ダムを巡る金」であり、徳山ダムにどう向き合うか抜きに「これから藤橋村」を語ることは不可能であるのも事実である。

この藤橋村の一連の動きを見つめて来た下流都市住民として、幾つかの感想を持った。

（1）「今まで」を変えることは無理だ、という前提に立つ限り、島中村長の言い分の方

が「分かりやすく、現実的」だ。ダム、基地、原発、産廃。必ず「地域活性化資金」という金と引き替えに「地元同意」を取りつけて来た。山村が貧しいのは、長い間、都市が山村を収奪してきたからに他ならない。山村への金が常に「破壊的な事業とセットになつた地域活性化資金」「上からの型にはめた補助金」であるという構図を変え、山村の自立を可能にするシステムを、都市と山村の住民がともに考えて行きたい（こうした問題意識の下に、2月14日、徳島県木頭村から田村好氏、岐阜県御嵩町から小西和子氏、そして長年徳山ダム問題に取り組んでいる愛知大学の渡辺正教授を招いてシンポジウム「住民自治と地域振興－山村の自立を考える」を、藤橋村から遠くない揖斐川町で開催した）。

（2）過疎・高齢化、林業等の衰退、有力な地場産業がない、など共通の困難を抱えながらも、新しい試みで地域活性化を生み出している先進地を、幾つか知ることができた。地域を作つていく住民の熱気、自立への意欲があれば、1割自治の現状の下ですら、多くのことを変えらる。その試みが積み重なり、連携していけば、全国を変えられると心強く思っている。

（3）「地域づくり」が必要なのは過疎地域だけではない。「電気を、水を、ゴミ捨て場を、都市住民が必要としている」と行政が過疎地に押しつける。都市住民が大量消費、大量廃棄の暮らし方を変えていかなければならない。個々の都市住民の孤独で禁欲主義的な営みとしてではなく、「自分たちの望む街を作る」「一人一人が生き生きと暮らす地域を作る」という作業を、それぞれの地域で担っていくことを通して。それは同時に、要らな

い施設を「要る」と言い続けて内輪の利益擁護に走る者の方が、確実に選挙に勝つ、という「地方政治の現実」を変えていくことでもある。

まだまだ都市と山村の思いにはすれ違いが多いように感じる。都市優越思考（「先進的な都会、遅れた田舎」—それが山村を潰し、自然破壊を押し進めてきた）そのままに情緒的な「自然保護」大合唱をする都市型マスコミや有名人。それをまた単純に裏返して、

（連絡先

「ふるさとが懐かしい、昔は良かった」と言えば何でも美化してしまう都会人。両方の都市優越思考を嗅ぎ取って、屈折した表現をする山村住民。

けれど、目先のことだけでなく、時間的にも空間的にも大きくものを見て行こうと、善意で努力する人々の思いは、いつかきっと通じあい、大きな力となると信じている。

＜3月1日投票の藤橋村村長選挙では、皆様のご厚意をありがとうございました。＞

大垣市本町2-27近藤方 TEL0584-78-4119)

## 奥只見イヌワシペアが4年連続繁殖に失敗 知事同意（湯之谷揚水発電所計画）の根拠は虚偽報告だった

イヌワシネットワーク 高見 優

新潟県と福島県にまたがる奥只見地域は、全国有数のイヌワシ生息地域であり繁殖率も日本一高いと言われている。ところが、そこに棲むイヌワシペアは今年も繁殖に失敗し、これで実に4年連続して失敗したことになる。この件について、5月はじめ国会議員会館において、「公共事業のチェック機構を実現する議員の会」の主催による開発事業者（電発）と通産省・建設省・環境庁など関係省庁に対する質問・説明会を計画している。

昨年秋の集会で報告したように、私たちは新潟県湯之谷村に建設が計画されている湯之谷揚水発電所・佐梨川総合開発計画（最大出力180万kw、総工費約4000億円）に反対している。この計画予定地近辺に、先に述べた既設の奥只見ダム・大鳥発電所があり、事業者の電発（株）が増設計画（95年7月の電調審で認可、今年夏から本工事開始の予定）の調査工事を行ってきたが、その調査工事が開

始されてから、この地域に棲む奥只見イヌワシペアが毎年繁殖に失敗するようになったのである。特に今年は、異例の流木回収作業が営巣地（抱卵期）において行われ、その行為による影響が繁殖失敗の原因ではないかと言われている。事業者は、営巣地を継続的にビデオ撮影しているが、そのビデオテープは編集したものしか公表していない。また、監督官庁である環境庁や福島・新潟両県は、原因究明調査はおろか、繁殖失敗の事実確認の調査すら実施しようとしていない。

◇

昨年7月、新潟県知事は、湯之谷揚水発電所計画について、環境アセス準備書及び計画そのものに同意する意見書を提出した（97年7月の電調審で認可）が、その知事意見書の有力な根拠とされた新潟県自然環境保全審議会の答申とりまとめの手続きの過程に、重大な問題があることが明らかになった。

同審議会は条例で設置された附属機関であるが、諮問から答申までわずか1か月という短時間であり、実質審議は法定外に設置された私的諮問機関「イヌワシ等希少鳥類検討委員会」で行われたのである。イヌワシ委員会は、環境庁の稀少鳥類保護のガイドラインを作成した委員らによって構成されているが、その有力な委員の一人が他の地域の虚偽の情報を探し、湯之谷揚水発電計画によても稀少鳥類への影響は少ないという誤った結論を誘導したのである。

すなわち、昨年春ころ、同計画のダム原石山周辺にクマタカが生息しているという日本自然保護協会などの指摘をめぐって、環境アセスのやり直しが求められていたときに、同委員会の某委員が「農水省東北農政局会津農業水利事務所」が建設をしている新宮川ダム建設現場のデータでは工事現場近くでもクマタカが繁殖したと述べたのである。ところが地元自然保護団体などによると、新宮川ダム工事現場でクマタカが繁殖に成功した事実は確認されていないのである。

新潟県知事の意見書は、虚偽の報告に基づく不正・不当なやり方でミスリードされて築きあげられたものであるから、本計画を容認する意見書及び環境アセス準備書に同意する意見書をただちに撤回し、行政手続きを差し戻し、最初からやり直すのが筋だと思う。私たちちは、県知事に以上の趣旨の申し入れをしているが、いまだに回答がない。

イヌワシ委員会は、行政の隠れ蓑として法令によらず設置された違法なものであるという理由で、その運営に支出された公金の返還を知事に求める住民訴訟が続けられている。その裁判の中でも、イヌワシ委員会や県自然

環境保全審議会は、はじめに「湯之谷揚水発電計画ゴー」の結論ありきであったことが明らかになってきている。

また、湯之谷村が現在計画している緑プロジェクト開発計画はイヌワシの餌場の間近に予定されており、新たな問題になっているほか、建設省の直轄事業として行われている砂防ダム工事が、イヌワシの営巣地近辺で行われていることが新たに判明するなど、次から次へと新たな問題が出てくる。佐梨川ダムについては、昨年、建設省が足踏みダムと指定したが、地元町村や関係業界などがさかんに建設促進の陳情を繰り返している。



地元の住民はどう考えているのか。昨年夏の湯之谷村長選挙では、ダムに頼らない村づくりを訴えた星武利候補に26%の人が投票している。私の手元に、ある住民が知事に出した手紙がある。その一部を抜粋して紹介するので、ぜひ読んでほしい。

「私は下ダム（佐梨川ダム）の水没地の地主です。幾世代も前から受け継いで守ってきた自然が壊れるのです。自然は人の手にかかるれば本当にはかないものです。太古の昔からつちかってきた自然が、アッと言う間に様変わりするようです。私は想像しただけで、本当に悲しくなってしまいます。<sup>16</sup>

クマタカやイヌワシもそうです。私は、先祖から口伝てに営巣場所を何ヵ所か聞いています。平成6年にはヒナを確認し自分でも感動しました。折しも同じ年に、山の事故で父を亡くしました。父の法要をすませ、それからまた山に入りヒナを確認したのです。そんなこともあります。私は、山で亡くなった父がイヌ

ワシに姿を変えて空の上から我々を見守ってくれているのだと思い、胸が熱くなったことを今でも思い出します。

私達は、先祖の代から湯之谷村の自然を見つめ、イヌワシ、クマタカその他の動物や植物と共に存共生で今日まで生きてきた訳でございます。イヌワシに自分が追っていた野兎を横取りされ、持ち去られたこともあります。クマタカが兎をぶら下げて飛んでいるところを見たこともあります。

昔、銀山平に行くときに通ったただ一本の道は、銀の道と名付けられていますが、その峠の途中に「水間」という地名で、ただ一ヵ所の水場がありました。その水が3年くらい前から涸れてしまっています。私は、電発が行ったボーリング調査の頃とだいたい同じ頃なので、それが原因だと思います。そこは私の土地で、いまだかつて水が涸れたことは一度も無かった所です。私の母は、昔、その山へ炭焼きに行ってて、そこで弟を出産し、その水を産湯に使ったそうです。そして、その地名にちなんだ名前を付けています。今でも私達は秋になれば、その山へ草取りに行きます。そこで水を飲んだり飲物を冷やしたりしたのですが、でも今は水はありません。その水があるものと思い行ったところ、一滴もなく、ノドがカラカラになり、山から下りてあまりの渴きに沢の水を飲んだことを、今

(連絡先

でも思い出します。

ダムは作ってもらいたくありません。そこに住む人達の意見を一番尊重しなければいけないのではないか?

私が後世に残したいのは、ダムでも電力でも金でもありません。この湯之谷村の大自然や動植物です。自然のままの湯之谷村です。

私は、湯之谷村で生まれ49年間生活して自然を見つめてきました。湯之谷村で、骨を埋めると思います。

知事に御願い致します。湯之谷村をそっとしておいて下さい。」

◇

昨年秋に結成された揚水発電全国ネットワークの今年度総会を新潟で開催してほしいという要請について話し合い、10月ころ、湯之谷村で開催できないか検討している。そのほか水源連などの全国ネットワークの協力なしには、各地の開発事業に反対する住民・市民の運動はなかなか成功しないと思う。

地権者、住民や環境保護団体など、それぞれの利害や立場・考えの違いがあっても、納税者としてどういう公共事業に税を使うべきかよく考え、また同じ自然生態系の中で生きる者同士として、他者や他生物、そして将来世代に対する責任と連帶という観点に立って、よく話し合っていくことが肝要だ。

新潟市東堀通2-4-8 TEL 025-228-2127)

# 水源連の皆さんへの報告とお願ひ

長良川河口堰建設をやめさせる市民会議 天野礼子

水源連の皆さん、建設省はちょっと反省していません。

4月22日の朝日新聞には「下水道整備に、あらたなダム必要」と出しましたが、それは国土庁「水資源基本問題研究会」の「最近の小雨傾向で、地域によっては水資源の供給力が計画よりも低下しているため、(ダムの見直しの)見直しを」の発表と同調しているものです。

そして建設省は、全国に昨秋、「ダムフォローアップ委員会」をつくりました。それは、環境庁に川の調査をさせないためです。おまけにこれには生態学会と陸水学会の会長、魚類学会の長老らも入ってしまっています。また、「アセス」をやるかどうかは自分で決めると、「アセス対象項目策定技術指針検討委員会」も作っています。

他にも、良い子のNGOづくりのため、「よこはまかわを考える会」などと作る「パートナーシップによる河川管理のあり方に関する研究会」などもあります。

全く懲りないヤツらなのだ。

アメリカでは、20年以上も、NGOと研究者と議員が協力して、法律を変え、ダムを止めてきました。私達も皆さんと協力して、世界の潮流が「河川政策の見直し」であることを建設省に教え、やつらもいやいや、河川法を大改訂し、338のダムを点検し18のダムを休止・中止し、さあこれから、という時に、研究者の発言力の高い人達が、むこうへいってしまうなんて……。

私はこんな状況に危惧を覚え、このたび宇

井純氏らと右の趣意書のような「21世紀環境委員会」を発足させました。そしてまず手始めに経理と各党に「巨大な国土交通省」などいらんと申し入れ、加藤紘一・小沢一郎・土井たか子・菅直人・不破哲三氏らと面談してきました。第二段は、同封して下さっている5月26日のシンポジウムを計画しています。また、まもなく21世紀環境委員会から皆さんのお手元に「無駄な公共事業緊急リスト作りへの協力のお願い」というペーパーが宇井純氏より届きます。

これからもいろいろな提案をこの委員会でていきますので、どうか今後とも共に闘いこの国の“建設”なるものをやっつけましょう。

長良川河口堰建設をやめさせる市民会議  
(53団体) 代表

公共事業チェックを求めるNGOの会  
(402団体) 代表

「21世紀環境委員会」呼びかけ人

天野礼子

「21世紀環境委員会 趣意書」

1998年4月6日

20世紀は地球にとって戦争と破壊の世紀であった。日本はその後半において、戦争の直接破壊は免れることができたが、経済成長のために国土を破壊し続けてきた。産業廃棄物の埋め立て地やダイオキシン汚染に見られるように、津々浦々、山奥まで汚してしまった。さらにこの国土を目先の金儲けのため

に、長良川の河口堰や諫早の干拓のように、無用の工事で切り刻み、食いつぶしている現実がある。長引く経済不況のなかで、さらなる公共事業が景気振興の決め手のような期待すら政治の世界には存在する。事業官庁が密室でつくった年次計画の中で、何十兆という桁の公共事業が、国民の目にとどかぬところで進められる。

この国土破壊の現実は、まだ十分に国民的眼前に明示されているとは思えない。最近の「EDC（内分泌搅乱化学物質、一般には環境ホルモン）」の報道は、その一例である。塩化ビニル樹脂の可塑剤としてのフタル酸エステルの環境汚染は70年代から知られていたが、その生理作用が問題になったのはごく最近である。このように報道される情報は、氷山の一角に過ぎないことを私たちは体験として知っている。このまま放置すれば、21世紀の次世代は住みにくい、汚れた、貧弱な環境の島々を引き継ぐことになる。環境の限界の中で、物質的精神的な生活水準も徐々に低下することは避けられないであろう。その責任の一端は、このような過程を結果として容認してきた私たちの世代も負わなければならぬまい。

21世紀の日本に、私たちが経験した失敗を引き継がないために、私たち研究者、ジャーナリスト、NGO活動家は集まって、

- 1) 環境破壊の現状
- 2) その破壊をもたらす政治・経済・社会的構造
- 3) 現状を変えていくために何が可能か

を、掘り下げて持続的に研究・調査し、

(連絡先

全国の現場の視点と長期的な視野に基づきながら、政府、自治体、政党、マスメディア、学会などに対して、情報提案、政策提供、問題提起などの働きかけを行なっていこうと考える。

\*名称は「21世紀環境委員会」とする

\*まず10名前後の企画委員会を作り、そこで課題を選択しながら、全国で100名前後の賛同者を集める。

問題に応じて、分科会やジュニア・メンバーを設けることになる。

\*もっとも差し迫った緊急課題として、橋本行革案に対する警告（巨大な公共事業官庁を作りだし、環境に致命的な破壊をもたらす可能性が大きい）を、本日、橋本総理と各党に申し入れる。

\*全国の環境団体に協力を求めて、「止めるべき公共事業緊急リスト」を作成する。

\*とりあえず、事務局を岩波書店「世界」におく。

\*現在までに、集まっている企画委員会のメンバーは、

天野礼子（アウトドア・ライター）、五十嵐敬喜（法政大学教授）、宇井純（沖縄大学教授）、内橋克人（評論家）、岡本厚（「世界」編集長）、河野昭一（京都大学教授）、筑紫哲也（ジャーナリスト）、保母武彦（島根大学教授）、水口憲哉（東京水産大学助教授）である。

\*NGO団体として、「世界自然保護基金日本委員会」「日本自然保護協会」「日本野鳥の会」にオブザーバー参加を要請している。

大阪市淀川区西三国4-3-11-401

TEL 06-397-4800)



# 社説

徳島新聞

西暦二千九百三十一年の改修の仕事で可動堰が建設され、これがこの河川改修事業で一部開拓を行なった。その集中開拓で一部開拓を行なった。また、治水計画から河川改修の是非、可動堰の設置、環境への影響など多くの争いが生じた。そこで、河川改修の意見交換を行なった。河川改修アドバイザリーグループが意見交換を行なった。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。

河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。

河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。

河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。河川改修アドバイザリーグループは、河川改修の是非、河川改修の影響などを検討した。

1984.4.12 朝日

## 第十堰

# 老朽化、未補修部に集中

市民団体 国説明の矛盾指摘

建設省の山崎三河監査計  
画を考える田園団体「タム  
堤みどりの意見」が反映  
される農民の会」は十一  
日、国説が提携する第十堰  
の老朽化の問題を檢  
討するため、農協と同様  
足を組じて調査した。建設  
省や地元住民らは「老朽化  
は同省が抱持している部  
分に集中している」とい  
ふべく、建設省の説明に矛盾  
があるとして指摘した。

日曜日 1984.3.29 朝日

## 第十堰問題

# 日本自然 保護協会 建設省訪れ意見書

# 結論急がず徹底調査を

吉野川第十堰（やまと）を  
壊し、同治堰を造る建設省  
の計画について、日本自然  
保護協会が二十七日同省を  
訪ね、環境への影響を未  
解決の問題があつたため、吉  
野川第十堰建設事業審議委  
員会へ、ただけで影響を

国民が最終判断を怠がず、  
被廃した課題をやり直すな  
といふのが意見書を提出し  
た。

専門書い、同協会は建設  
省の説明誤解を十分認め  
し、昨年成立した環保調査

るもの求めた。また、調査  
委員会では、結論を急が  
ずして研究者の自然保護團体  
などの意見聴取を含めた徹  
底的調査をすべきあたと訴  
えていた。

卷之二

今向右行

第十場「せき上げ」建設省試算  
相首「絶対でないが妥当」

## 竹村氏（民主）質問書に回答

標本太郎曾は十六日（ヤマ）改築計画に附せり  
あひて、風船の竹舟等を  
參照照眞（北洋鐵道等）を  
かの由いたる事第二第十場  
た。

ところが、この模型実験の精度を裏付けるはずか

別項で答えてある。「まゝ」実験の信頼性欠如を初め、認め乍ら、「妥当」とする根柢が

第三回  
ボイント

（水位計）を四十一に超えていた。  
建設省の計算を「粗略的だ  
ものだ」としながら  
「概算結果たゞよ  
りは實際の水位  
を決めるために用いた  
計算値(粗略的)」と回復  
した。  
付記せ 総務省のやう  
上記が計算結果と洪水波  
成しに一致するだ」と  
超えていた。下流部が現在の流域面積  
一九二七年以前、現在  
直接の原因で生じたんだ  
わざ」と説いていた。

ではない。納得いく構成になるまで参加できな「い」など述べた。藤田村長が交渉が難航しているのとを明らかにした上で、今年度内の審議委員会設置は極めて厳しい情勢となつた。

この問題を巡っては、昨年八月の藤田村長と円満知事によるトップ会談で、基本的に審議委員会を設置する方向で合意したものので

（体）なるを意味する形を推定した。」  
「おおむねは、『おおむねは』の形で、  
またも『おおむねは』の形で、  
限るべからん」おおむねはの形で、  
張は平行線をたどつて、  
K。

建設省が木頭村に計画する  
「細川内ダムの工事監視所」  
所長を廃止するやうに、  
芦川水系を総合的に管理する  
事務所の設置を計上し、  
今年度の国の予算が成立  
したため、九日、阿南市喜  
林町にある細川内ダム工  
事務所の看板が取り外され  
た。同時に建物などの施

## 看板外し組織替え

内々人  
事務所

は、建設省が一九七二年にダムの実施計画調査に着手したのに半い、徳島市内に

ダムの実績計画調査に着手したのに伴い、福島市役所に設置された同点の調査委員会が開かれた。八三年に現在の場所に移転し、ダムの予算措置に伴って九三年からダム工事事務所に格上げされた。しかし、八八年冬季算定ではダムの事業費そのものの計上が見送られた。

# 細川内ダム 建設審議委員会

## 年度内の設置困難

木頭村長一納得いく構成に

十三日の村議会で、県と協議を継続している細川内ダム建設事業審議委員会の参考問題について質問。「県と村で意見が対立して、県と村で審議が対立。双方が半数ずつの委員を選ぶことで合意したものと、行政委員の選出について

て堂々と反対論を唱えては  
どうか」としただしたのに對  
し、藤田村長は「タムは村  
政三十年來の課題。全國の  
い」と述べた。

建設省が木頭村に計画する  
「細川内ダムの工事監視所」  
所長を廃止するやうに、  
芦川水系を総合的に管理する  
事務所の設置を計上し、  
今年度の国の予算が成立  
したため、九日、阿南市喜  
林町にある細川内ダム工  
事務所の看板が取り外され  
た。同時に建物などの施

し組織替  
務所が着手した。  
細川内大臣事務所の  
書類はこの田畠、松本一派  
所長の手で外され、約二  
五年にわたる、タムの調  
査、工事事務所としての公  
司を終えた。旧事務所の職  
員十四人のうち約半数は同  
日付で獎勵。新しい部質問  
工事事務所は旧事務所の職  
員を含む職員数が二十三人

元  
細川内ダム  
工事事務所  
に増えた。新事務所は、  
在、阿南市橋町にある。  
島工事事務所新事務所は、土木課  
を分離として使用。同土  
所が受け持つていた下流  
約二十八・七mとダム堤  
予定地を含めて、那賀川  
系を総合的に管理する。  
川内ダム事業審議委員会  
足柄は事務局になる。  
細川内ダム工事事務所

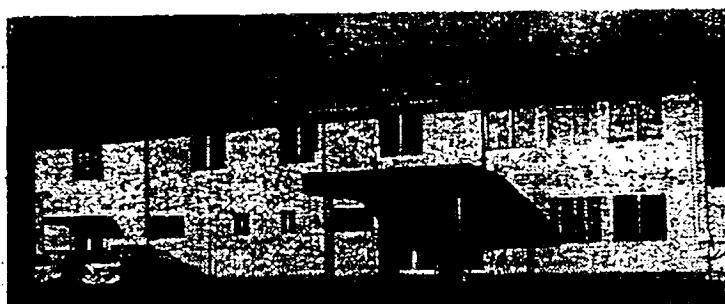
ダムの実施設計調査に着手したのに伴い、福島市内に所長が就任。八三年には現在の所が前身。八八年度は現場に移動し、ダムの予算編成に着手。九三年からダム事業監修所に格上げされた。しかし、九八年度予算ではダムの事業費そのものに対する見送られた。松本所長は「早く事業を実現させたい」と訴えながら、ダムを建設肢の一つとする治水や利水を

細川内ダム

# 工事事務所を廃止

建設省

「大臣決定、当然のこと」木頭村長  
「事業の後退ではない」阿南市長



廃止された建設省細川内ダム工事事務所（阿南市見附林町で）

細川内ダム建設の調査を行ってきた建設省細川内ダム工事事務所（阿南市見附林町）が九日、廃止され、那賀川全床の治水・利水のあり方を面接する那賀川工事事務所に改組された。昨年六月、建設予定地の木頭村などからの要請を受け、鳥井建設取締役（当時）が訪問していたもので、一〇四〇・十六年度の監査の際に認じた。今後は木頭建設を前提とした方針を転換、設置された監査の細川内ダム建設監査員会と連携する責任を負う形で行う。

細川内ダム工事事務所では、建設省が同ダムの実施計画に賛同した一九七一年、監査事務所として那賀川市に設立。八三年に廃止され、建設省が担当した。事業予算が建設事業費に格上げされた

た九三年、工事事務所に名前を改め、那賀川の治水・水量・流量などの調査

による監査が実施され、同工事事務所を巡って

建設省が三年前に監査した建設事務所監査員会へ

同年四月の監査で監査の結果、地形調査などはないと指摘された。

一十六年間監査やれただ

事務所は昭和十三年四月、当初の建設監査員が廃止を認めた。

四年間ないし五箇月間運営され、

細川内ダム建設の調査を行ってきた建設省細川内ダム工事事務所（阿南市見附林町）が九日、廃止され、那賀川全床の治水・利水のあり方を面接する那賀川工事事務所に改組された。昨年六月、建設予定地の木頭村などからの要請を受け、鳥井建設取締役（当時）が訪問していたもので、一〇四〇・十六年度の監査の際に認じた。今後は木頭建設を前提とした方針を転換、設置された監査の細川内ダム建設監査員会と連携する責任を負う形で行う。

細川内ダム工事事務所

もしくは監査が開催され

た」と述べ、鈴田市長は

河川建設も「事務所の廃止

はあいがちも監査員会を活用す

ための条件。田畠が「監査員

会は木頭村の治水・利水に

関係ない建設監査員会であらじの認

可は認められない」と語

ったこと。

小林正典・河川部長が文開

に掲載された同工事事務所の看

板を示した。

十代目で最後の所長とな

った鈴田市長は「使った五年

十数は木頭村の治水・利水にな

つても貢献として生かせ

る。しかし、地区住民の良

いところが、この監査

員・木頭村長が廃止となり

去を認めた。昨年六月、河川建設

は「今後の反省材料としてな

いところ」と認めた。

この日は、河川建設が廃止さ

れたりといつて、鈴田市長は「廃止は

木頭村長が廃止され

た」と述べた。

この決定である「当然のこと」。建設省は中止を決定するまでの「新たなものと考へている。建設省の参加は、ほかの約束も守られていくべきを見極めた上で判断する」と説明。

建設省は「建設省の監査は、阿南市長は「新事務所は那賀川の治水・利水・環境を総合的に監査するもので、事業の実現ではない。『田畠は木頭建設が開催されれば』と建設省が持つばかりでなく、木頭建設が開催されただ」と述べ、鈴田市長は「河川建設も「事務所の廃止はあいがちも監査員会を活用するための条件。田畠が『監査員会は木頭村の治水・利水に役立つ』と建設省が認めたのである」と述べた。細川内ダム建設監査員会は木頭建設の監査員会でありの認可は認められない」と語ったこと。

新聞 売 読

98.2.27

ラモ

東洋

セタ  
クタ  
きうと  
くら

# 木のこし商品全国PR

## きょう 大阪で物産展に出品

那智郡木頭村が、タバコ、銀團餅の販賣にて

食品物産展「うめのや  
んあいわむら」(食品の

会場、大阪市立後援)

は、全国の四十七都道府県  
から展示会社約三百社

の地域性豊かな食品、物産  
が集められた祭典。県外  
での販路拡大に意図的

な企

設立した、第三セターカンボジア  
(社長・藤田村長)が、七十点から一百点、大阪  
市内の大阪マーレを会場に全国の食を集めて開催さ  
れる食品物産展に新商品を出店する。藤田村長の  
会場で紹介され、全国の食品業者や消費者に直接見  
ら込み。同社では、近く通信販売も本格的に展開す  
るなど、広く全国展開して販路拡大を目指す。

## 近く通信販売も開始

販路拡大を目指す「きとう  
むら」の大豆ケーキ。食品  
物産展では、藤田村長のメ  
ッセージ入りパッケージで  
販売する

新商品「まゆ」「ひまわり」「  
ひまわり」「かみくわ」の四品目  
(丸形直径十五  
cm、一千五百円)を販売。今  
回の食品物産展では、パッ  
ケージに藤田村長の個體絵  
や細川内大臣の絵画、会社設  
立の経緯などを説明したメ  
ッセージも添える。



販路拡大を目指す「きとう  
むら」の大豆ケーキ。食品  
物産展では、藤田村長のメ  
ッセージ入りパッケージで  
販売する

新商品「まゆ」「ひまわり」「  
ひまわり」「かみくわ」の四品目  
(丸形直径十五  
cm、一千五百円)を販売。今  
回の食品物産展では、パッ  
ケージに藤田村長の個體絵  
や細川内大臣の絵画、会社設  
立の経緯などを説明したメ  
ッセージも添える。

全国への販路拡大を目指す  
同社では、全国の市場販  
品を取り扱う株式会社食  
通の会。(大阪府茨木市)

らケーキ三千個を展示即  
売。ほかにドウシや、桃の  
特産や製造地である。

ある日本パンシック(農業  
部農業町、奈良県御所市)  
が開発した大豆(やかひ)  
を原料としたケーキを一  
般に、村の特産品を使った

新商品「まゆ」「ひまわり」「  
ひまわり」「かみくわ」の四品目  
(丸形直径十五  
cm、一千五百円)を販売。今  
回の食品物産展では、パッ  
ケージに藤田村長の個體絵  
や細川内大臣の絵画、会社設  
立の経緯などを説明したメ  
ッセージも添える。

全国への販路拡大を目指す  
同社では、全国の市場販

考え頂けますか。  
一〇五万円×六百人(運)車が、今の所  
沽出しをおびてます。

近江中守寺三(ひだかまち)  
森林(きり)

TEL  
0886-69-0523  
FAX  
0886-69-3923

水没戸数極力少なく

## 年度内に調査まとめ

近  
事  
業  
概  
要

**年度内に調査まとめ** 近畿地盤  
事業概要

一九八八(平成十)年度予算の成立を受けて建設省近畿地方の福井工事、足羽川工事、九頭竜川ダム統合管理の各事務所は十六日、本年度の事業実績を発表した。その結果、事業費が一億四千九百九十六万円だった足羽川ダムについて

机上調査、後半は詳細調査を行い、年度内にまとめた」とした。

このほか、九頭竜川の鳴鹿堤(えんない)について同福井工事務所では、「十一年度は十五億五千六百万円を投じて放流渠、ゲートを建設する」とした。

十一月三〇日には試験運用で取水を行いたいとの方針を示したほか、中越隧道自動車道に組み入れられていて坂崎道路(ひづるは)、「十一年春の供用を目指して工事を促進する」とした。

は、昨年九月に出来ました。同ダム建設委員会の意見に沿い、水没箇数を極力少なくする可能性を探るために流域の地形、地質、環境調査などを実施することとしている。

中日·1998·4·17

環境など調査  
代替案も検討  
足羽川ダム本年度事業  
建設省近畿地方建設局  
羽川ダム工事事務所は  
日、本年度の事業計画を  
表した。本年度は昨年九  
に出された同ダム建設事

審議委員会（市橋医師監修）の答申を受けて、東京府長が本年度の事業予算は三三三億円で、前年度より一億円減額する。新規事業としてダム事業を始め、足羽川流域域での地形、地質、土地利用などの調査等、

流域の環境影響調査と  
利水計画の調査——な  
に、代替案などダム建  
する水没面積をふんだ  
可能性を検討し、年度  
も方針を決める。前年  
の間に資料調査の検討  
を進めていたが、本年

福井・1998・4・17

ダム代替案遅れ

近畿地建事務所  
本年度事業発表

近畿地建福井工事事務所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所は十六日、本年度予算と事業概要について発表した。九頭竜川鳴鹿大堤（木造）は付設篤工事を完成させ、来年二月末に取水を行つ。一方、足羽川ダムの代替案検討は三月末までの予定だったが本年度も遅延することになった。

## 決定権は建設省に

新河川法

新編江戸日記

の船へ向ひを無理)、推進側の意見を選擇した。そ  
うなのないためにも、木頭  
村は選議院の構成を堅持し  
た。「なぜないな」と非難  
され、

既定の路線

● 河川治水と新規開拓の問題

第十一場 埼玉を訪問する  
市田団体「一馬新川シンボル」意見を聴く会を開いたりする手続きを踏む。  
ところが、一いつの制度のウム美行祭資金代張の短はやまと置かれた第十場事務野雅義さんは「総合的河川整備の推進をうたう新政策と相づぶらぬ、反対者川整備の推進をうたう新政策

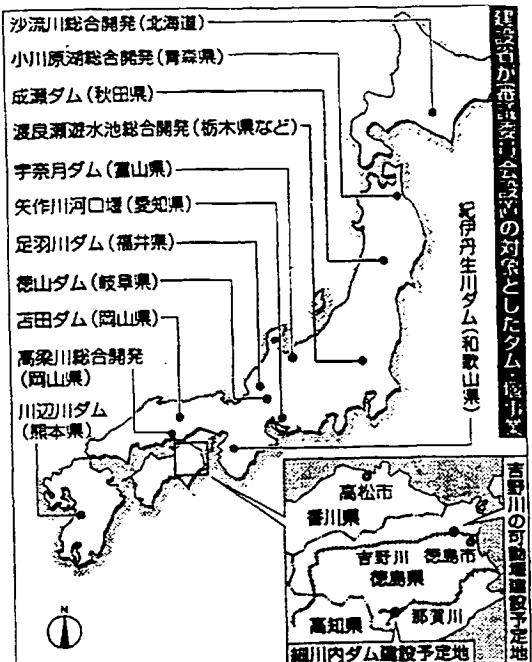
川辺の木出此の意見を聽く川の事業化によって最終的に對手競争の状況はすべて事態がどうかといふことである。  
業主主体の運営者である。述べる。  
ダム問題に詳しい五十嵐　全國約三四八〇のダム事  
教養法政大教授（立法學）　業を見直し、昨年八月に十

「河川環境の整備と保全（第三条）」  
（第一項）による環境整備のため、河川を目的とした工事などに流域の意見を反映させる仕組みを採用した。各事業は国や都道府県の河川審議会で決定していくが、本方針をもとに、流域を見生かして河川整備をつくるため、学識経験者に意見を求めたり、住民

判決が「長瀬判」  
と云つてゐるが、その原因  
は三法廷のいた議論  
によつて、審議院は  
議が出来ないといふのである。  
連続的医療問題の  
本質を理解するには、  
議は重視するが、  
に付した法の実務  
がねねでいためだ。  
れわざでせなう。  
底の事だ。

は「新河川法」では審議する、人事案の中止や休止に過ぎ  
機關を設置する義務がない、あるいは、建設省の河川政  
なったわけがない。その点、ではおまけに機関の構成権  
よりも過剰したと認める。だねのたままでせ。民意  
建設省が事業決定の権限を  
握ったまま整備計画を進め  
るわけだから、生辰の意見  
の反映などい難い。何  
た」と抗してくる。  
しげに反し、宮本義調  
いたれりか。

例えば、小川原販売会社は、  
発は、下北半島の粗糸の  
ビーナー用とて織を淡  
化する計画だったのに、  
その前提となる企業誘致が、  
うまくいかず、利水計画は  
審議会が開催された当初か  
ら倒れていった。  
したがって、事業はいつ  
決定されても、前段階で既に計  
画認可であり、推進したじ  
事業を廃すために審議会は  
加えただけ」と指摘する。



主張·解說

# 新河川法と役割終えるダム審議委 民意の反映 ほど遠く

すいたつてござる。やの  
本圖を説明する中國人民  
吉野川第十一堰 約一四四  
十年前に設けられた堰で、  
建設者は洪水時に破壊し想  
壊の恐れがあるとして、現  
在の堰を取り壊し、長良川  
河口堵よりひ巨大な可動堰  
(長さ七百二十丈)の建設  
を計画する。同省が一ム建設費の対象になつた  
一九五五年に設けた全国の大  
ム・堰事業の審議委員会の  
うち、唯一結論が出てゐら  
ず、市民団体が強烈の手一  
々を示して反論するなり、  
環境面を中心とした反対の声が  
上がつてゐる。

細川内タム 高知県東部  
近い那賀川上流に計画され  
ている總貯水量六千八百万  
立方メートルの目的ダム。一九  
七一年の計画表面化以来、  
地元木村村が反対を繰り  
かた。九年間に建設者の々  
が、村長が貴重な土を抱持  
し、同省は昨年八月、審議  
委の結論が出てまで計画の  
「一時停止」を決定。村長  
はと審議委員會に申しここ  
が、農業構成をもぐらの再び  
意見が对立してゐる。

九五年七月、「事業説面の危険との理由で現在の所  
越行」として建設局河川局 定壠を取り壊し、下流に  
長名で通達され、全国十四 可動壠を建設する計画。  
のダム・堰事業が対象にな  
った。しかし、いまだ三は大きく、総事業費は約  
事業費は、計画を進めていく一千億円と見込まれて  
ともよらないとも結論を出  
る。

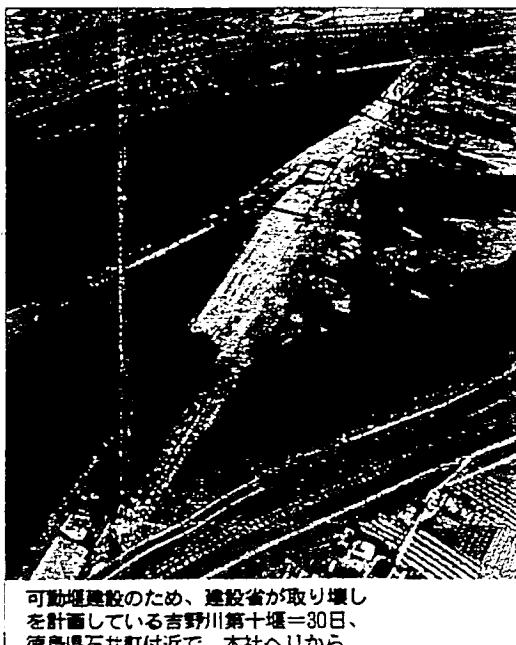
●疑問を一蹴

## 「建設を追認」の声

卷之三

ダム建設事業などの河川整備と並行の販賣反対が中心となり盛り込んだ新しい河川法が昭和年十二月に施行された。建設省が一年半前に導入したダム事業審議監査金の制度を引き継いだ形だ。だが、地域の意見を聞き、「中止を含む事業の見直し」を検討するなどといった審議会は、右派団体などから「お詫びを取るだけの機関」と批判を浴び、新河川法もまた、法の精神とは裏腹に、住民参加の方法が建設省の判断に任されていく面があるなど不透明な部分が多い。河川行政への「民意の反映」とはどういう何を指すのか。地域住民が騒音や反対の声を上げてこる徳島県の吉野川第十堤(せきとう)と第三区(さんざいく)タマの同事業の歴史を中心た解説もあり。

新井 正之  
(鹿島支局)



可動堰建設のため、建設省が取り壊しを計画している吉野川第十堰=30日、徳島県石井町付近で、本社へりから

全国の水問題を解決する  
立派な団体「水源開発問題全  
国連絡会」（事務局・東  
京）で中心的な活動をして  
いる連絡会員は、一概に「農業  
で育てよ」、「計画不適当」  
といふ根気のよきなものだ。  
建設省は1年もかねた奮闘

じふるのも、計画の是非  
で意見が割れた極左・足  
羽川タム審議委が、昨年九  
月の名申で同ダム計画を  
「不適当」としたのに、連  
続省は十一月、約一百一十  
㍍ほどの水没住帯を減ら  
す案をつくりて、再び検討  
する方針を打ち出したがら  
だ。

た。建設者がダム工事事業所の撤退や、計画の一時休止など、ダム建設を断念するかのようだな姿勢を見せたのだ。

ところが、建設省の委員構成をめぐり、下流域の自治体からの反対が出ていた。なぜなら建設省は、このとおりの豊田村の意見が対立した。ダムを推進する立場の自治体から反対を述べて、数の論理で審議がが押し切られる心配があり、ところが豊田村建設の

# 「新月ダム、大規模すぎた！」

# 氣仙沼 大川治・利水検討委

新潟市ダム事業の休止に伴い大川水系の新たな活用 水・利水計画を民・学・官で立案する「大川治水水資源検討委員会」が十七日設立された。氣仙沼港後方で水害が発生したことを受け、水害対策の実現と水資源の有効利用を目的としている。委員長は元農林省土木局長の佐藤昭二で、委嘱事務局は農林省土木局土木課だ。委嘱状が交付された後、委嘱式には吉田伸夫氏（東北大学工学部附属震災防制研究センター）が出席した。元選手の建設予定地の水道水を供給している船山清水場の取水渠など視察したほか、同市元若狭町の氣仙沼・古本庄除災センターで第一回委員会を開いた。これまでのダム計画を見直さないようにして市、県の関係者から説明を受けた委員たちから、ダムの規模の大きさに疑問を投げかける声も聞かれた。



第1回委員会を前にダムサイト周辺などを視察する大川治水利水検討委員会の委員一氣仙沼市下八瀬の五右衛門が原運動場

委員の任期は平成二十一年三月三十一日までで、今後二年間で治水・利水の代替案をまとめ、知事に答申する。

[View Details](#)

第1回委員会を前にダムサイト周辺などを視察する大川治水利水資源委員会の委員一氣仙沼市下八瀬の五右衛門が原運動場

（元仙台市議）成された  
内海太、山角和徳  
氣仙沼市議会の席長  
長、村上重代副議長  
人がアドバイザー的  
を担う参与と委嘱の  
委嘱には女性二  
長、小山洋子氏（同市婦  
婦人会連絡協議会会長）  
吉氏（同市産業振興委員  
会産業部会長）熊谷  
（元仙台市議）成された  
帝輝氏（同市総合企  
業部会長）

業者、新タクシ会のいに  
含む、新タクシ会のいに  
までの経過を記す。

これが運転士の昇進をめぐ  
る問題の筋道である。

たとえば、運転士の昇進をめぐ  
る問題は、運転士の昇進をめぐ  
る問題が、本当にあったのか疑問  
だ。なぜかとすると、運転士の昇進をめぐ  
る問題は、運転士の昇進をめぐ  
る問題が、本当にあったのか疑問  
だ。

平子昭雄は川沿 次回同様は

民・学・官で発足  
委員長に  
首藤氏

従来計画に否定的声多く

度に実施計画費を定め、六十三年度から建設費等に着手した。経済状況は約百四十九億円で、九年度までに約三十四億円を投じ、地形調査、地質調査、地理調査、河川改修等に対する費用を算入して、工事費を支拂ふ。ダム本体工事は、すべての地権者の意向が得られる手であります。國の公共事業見直しの影響などによって、昨年八月に休止に追い込まれた。

# 苦田ダムと吉井川の

第3回

## 治水をめぐるシンポジウム

住民と建設省

苦田ダムに関して、住民と建設省による第3回目のシンポジウムを開きます。これまで2回の苦田ダムと吉井川の治水をめぐるシンポジウムで、建設省は、吉井川岩戸地点での計画洪水調整には、苦田ダム以外に同規模ぐらいのダム群が必要なことを明らかにしました。これに対し、住民側の専門家は、苦田ダムがなくても吉井川の治水は下流域を整備することで十分でき、建設省の苦田ダム計画は過大見積りによるものだと反論しています。

第3回目のシンポジウムでは、苦田ダムの治水計画の論点がより深まり、苦田ダム計画による吉井川の治水対策の是非が浮彫りとなることでしょう。吉井川下流域をはじめ、県民のみなさんの参加をお願いします。

### 内 容

1. 吉井川の治水計画について  
・ダムは治水対策として有効か
2. 苦田ダム以外の代替案の可能性  
・河道拡幅      ・遊水池  
・放水路      ・中小ダム群
3. 河川法改正のポイント  
  
◆コーディネーター  
  大石和昭 弁護士  
◆パネラー  
  霧田 勤 国土問題研究会  
  嶋津輝之 水問題研究家  
  池田鉄哉 建設省中国地盤河川課長  
  稻田修一 苦田ダム工事事務所所長

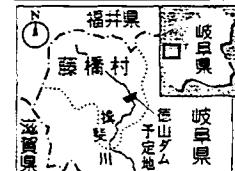


■ 98年5月16日(土)  
13:30~16:30  
■ 津山市総合福祉会館  
(市役所のすぐ隣)  
津山市山北520  
☎ 0868-23-5130  
■ 参加費  
1,000円  
(資料代を含む)

主催：タムとかを考えるシンポジウム実行委員会

岡山市東日町5-5 (岡山地区外内) ☎ 086-233-21374  
(連絡先) 苦田ダム土地共有者の会、苦田ダムに反対する県民の会

◇藤橋村長選確定得票  
当186 島中 鮎朗 無前◎  
158 横山 周導 無新



止所等に於けることの多い、若者達の間で最も流行るは、上山の「お祭り」、  
人馬道の「出立」等の無所属前田の屋中御用兵(だいぶ)が、リコール派が推した無所属新人の横山國義氏(こくぎ)と、二種類いた。リコール派が起きた頃は、それらの音楽が追いついたのは極めて珍しい。當田有義(ながよし)は、

## リコール派と28票差

出直し村長選

コルマニ運動」を成功させた  
「橋本選舉」は、中村政を止  
め、「橋本選舉」は「不正」と判決。  
村政の民主化を訴えた。  
しかし、浜田市にて仲良しの  
島田氏に攻撃され、浜田市にて  
暴力的威嚇があつたので、  
島田氏は浜田まで逃亡してしま  
た。コルマニ運動は浜田に敗北して  
反対派もあり、勝敗が決してしま  
ったのである。当選までには誰も  
うながつた。

集会には、会員や市民ら二十五人が参加。揖斐郡腰橋村の村長リコール署名連動代表を務めた中川治一さんが出席し村長選までの村民の運動について語った。

この後、参加者から「ダムに頼らない立村を」「徳山の豊かな森林があつてこそ下流域の地下水が守られるべき」などの意見や要望が出され、最後に「山村、都市の住民の声がいかれる新しい社会の構築、人の暮らしの向上と豊かな川を取り戻す田舎を願つて力を合わせよう」と集会宣言をし

西瀬による集会が大垣市東外側町の興文地区センターで「住民自治と地域振興」で、徳山ダム建設中止を求める会と同ネットワーク・山村の自立を考える会」をテーマに開かれた。

# 日指せ「山村の自立」

国際河川  
ネットワーク  
（I-RN）が呼びかける「国  
際ダム反対行動日」の十四  
日、徳山ダム建設中止を求  
め、大垣市で集会

長良川河口堰

# 償還金支出監査請求へ

愛知・三重  
工業用水分

住民側、提訴も視野

名古屋高裁で係争中の是良川河口堰建設差し止め訴訟の原告住民側が、愛知、三重両県の堰の建設費の負担のうち、工業用水分の償還金が違法な支出だとして、両県の監査委員に対して住民監査請求する方向で準備を進めていることが、十八日わかった。参加人数

は、愛知県が約五百億円、三重県が約三百五十五億円にのまる。

工業用水の水利権は現在、愛知県に毎秒八・三九メートル、三重県に同六・四メートルある。いまだに需要がなく、西濃とも企業会計がらみで償還できないため、一般会計から貸し付けるなどの

形をとっている。原告側は、一九九八年度の愛知県の三十三億五千万円と、三重県の約二十億円が繰り入れを禁じた地方財政法に違反しているとして、両県知事に対して支出の差し止めを求める方針だといふ。

訴訟の判決言い渡し前にむけた意向だ。

名古屋高裁で係争中の東山川河口堰建設差し止め訴訟の原告住民側が、愛知、三重両県の堰の建設費の負担のうち、工業用水分の償還金が違法な支出だとして、西県の監査委員に対して住民監査請求する方向で準備を進めていることが、十八日わかった。参加人数など懸念が整い次第、請求に踏み切る方針だ。請求が認められなければ、住民訴訟を起こすことも想野に入れており、河口堰をめぐる法廷での論争は、新たな局面に入りそうだ。

は、愛知県が約五百億円、三重県が約三百五十五億円にのぼる。  
工業用水の水利権は現在、愛知県に毎秒八・三九メートル、三重県に同六・四一メートルある。いまだに需要が多く、西県とも企業会計から償還できないため、一般会計から貸し付けるなどの

形をとっている。原告側は、一九八九年度の愛知県の三十三億五千万円と、三重県の約二十億円が繰り入れを禁じた地方財政法に違反しているとして、両県知事に対して支出の差し止めを求める方針だと、併せて両県が負っている

債務の金利が五・三三%と  
高いままであるため、より  
低廉な市中銀行への借り換  
えも西県に求める方針。  
すでに、原告団の会報な  
いを通じて、監査請求し訴訟に参加する西県の住民を  
募っている。請求時期は、  
現在の訴訟の判決言い渡し  
前にむけの意向だ。

18年(平成10年)3月6日(金曜日) 11版 (34)

## 都市の論理通じぬ過疎

日本では、明治時代から大正時代にかけて、社会の急速な変化が進み、その影響で多くの人々が移住や転職を経験するようになりました。この時期に、特に農業地帯から工業地帯への移住が盛んで、多くの人々が都市へと向かってきました。しかし、一方で、農村部では少子化や高齢化による人口減少が進んでおり、地域の構造が大きく変化してしまいました。また、この時期は、第二次世界大戦の前後で、世界恐慌や戦争による経済的不景気があり、多くの人々が困窮する状況でした。

## 五日 ニュース速報より

◇県営石木ダムの建設問題◇ 金子知事に早くも「試練」

反対派に軟化の兆しなく… 解決に問われる手腕

長年にわたって県政の懸案になっている東岐川棚町の県営石木ダム建設問題。昨年十一月、建設を容認する住民の一部とは、移転に伴う損失補償基準協定書の調印にこぎつけたが、機動隊が導入された一九八二年の強制測量を批判する建設反対派の対立姿勢は根強く、いまだに態度軟化の兆はない。四期十六年を務めた高田勇・前知事は、退任直前に「強制測量は痛恨の極み。唯一の心残りだ」と振り返った。解決は金子原二郎知事に引き継がれたが、今月五日、反対派の集会所を訪ねた金子知事に対する住民たちの言動を見るかぎり、同問題の対立の根深さと、解決の糸口を見いだす困難さをあらためて認識させられた。（浜辺 克己記者）

### ◆反発

「県職員は立ち入り禁止」との看板が立つ建設反対派の集会所「団結小屋」を五日、就任四日目の金子知事が訪ねた。

小屋のなかには住民数人がいたが、知事が入った途端、「何しに来たんか」「何も話すことはない」と、いっせいに反発。住民の一人は知事を小屋から押し出し、知事が車に乗り込んだ後も「（強制測量の時に）何をしたのか分かっているのか。わしらを踏みにじつただろうが」と、激しい怒りの声を浴びせ続けた。

ようやく、その場を去った金子知事は「あんなに怒りがすごいとは思わなかった」とぼつり。その後、「高田県政が残した未解決の問題だが、これまでの過程で反省すべき点は反省し、腹を割って話し合いができる機会をつくりたい。これから何度もお願いにまいりたい」と積極的に取り組む姿勢を示す一方、「（反対派の）思いを解きほぐすには相当な努力が必要だろう」と、苦渋の表情ものぞかせた。

### ◆再建

石木ダム（総貯水量六百七十四万トン）は、川棚川の治水と、慢性的な水不足が続く佐世保市の上水確保が目的。一九七二年の予備調査を受け、七六年に建設省が事業を認可した。その後、地元住民との協議が行き詰まり、県は八二年五月、機動隊を導入して強制測量を実施。住民側はこれに猛反発し、計画は進展せず、こう着状態が続いた。

県石木ダム建設事務所によると、予定地内の地権者は計百十五人。それぞれ「地域住民の会」（二十二人）、「対策協議会」（三十

一人）、「絶対反対同盟」（三十四人）、「その他（中立）」（二十八人）に分かれている。

このうち、建設容認の「住民の会」「対策協議会」の二団体とは長年の協議の末、損失補償基準に合意。昨年十一月、高田知事（当時）、光武顕・佐世保市長、住民代表の三者が、岡村幹夫・川棚町長の立ち会いのもと、土地や家屋、立木の買上げ単価などを定めた協定書に調印。今月から、補償基準に基づく個別交渉が始まっている。

このほか、県は水没地区の移転先に石木小学校近くの水田（約三ヘクタール）を提示。住民たちの生活再建策の一環として建設を進めている農産物の加工場も、二月までに完成させた。

### ◆活路

着工に向けた「外堀」は徐々に固まりつつあるが、「絶対反対同盟」の住民の一人は「県は飲ませ食わせをして住民に巻きかけている。補償基準の調印も、新知事就任も、自分たちには関係がない。計画の白紙撤回を實き通すだけだ」と話す。

反対同盟は組織として協議に応じる構えを見せないため、県側はこれまでと同様、反対派一人一人との個別交渉に活路を見いだす方針だ。

県や佐世保市などが出資する「財団法人・石木ダム地域振興対策基金」の高木将而常務理事（元県土木部理事・石木ダム担当）は「ダム本体の着工には地権者全員の同意が必要だと考えている。今後も粘り強く、説得を続けるしかない」と語る。

建設予定地を視察した際、「一日も早い完成を目指して先頭に立って頑張っていく」と宣言した金子知事。着工の見込みが立たないまま、容認派との間で補償交渉を進めることは、逆に言えば、事業撤回という選択肢を放棄したことにもつながる。建設するしかない状況で、反対派のかたくななる態度を軟化させることができるのか。新知事の手腕が問われている。

X X

### 【石木ダム建設問題の経過】

1972年 1月 県が川棚町に予備調査着手を申し入れ

75年 10月 地元住民が「建設絶対反対同盟」を結成

76年 1月 建設省が全体計画を認可

80年 3月 反対同盟が分裂。強硬派が「ダムから古里を守る会」

4月 柔軟派が「反対対策協議会」を結成

## 各地からの情報の問い合わせ先

団体名	連絡責任者	電話	Fax番号	号	住所1	住所2	担当者	備考
新月ダム建設反対期成同盟	熊谷博之様方	0226-55-2707	0226-55-2707	988	宮城県気仙沼市字久保二〇七			新月ダム
長良川河口堰建設を止めさせる市民会議	天野礼子様方	06-397-4800	06-397-7570	532	大阪市淀川区西三国四の三の十			長良川
長良川河口堰建設差し止め訴訟原告団	村瀬惣一様方	0582-71-0014	0582-71-0014	500	岐阜県岐阜市加納三笠町一の六			長良川
足羽川の清流を愛する会	野世信水様方	0776-23-6074	0776-23-6074	9100022	福井県福井市花月三の八の一	月三の九の一	光寿寺内	足羽川ダム
足羽川ダム阻止全国地権者同盟	酒井與郎様方	0776-22-0181	0776-22-7428		京一の二九の一	三		足羽川ダム
美山町ダム反対期成同盟会	清水清一様方	0779-74-1120	0779-74-1755	9102471	山町西河原五の四九			足羽川ダム
苦田ダム土地共有者の会	矢山有作様方	0868-22-5781	0868-22-5781	708	岡山県津山市北園町二四の九			苦田ダム
ストップ・ザ・苦田ダムの会		086-232-3741		700	岡山県岡山市春日町五の五	岡山地区労内		苦田ダム
木頭村役場ダム対策室		0884-68-2311	0884-68-2690	7716402	徳島県那賀郡木頭村大字出原字マ工ダ三四			細川内ダム
細川内ダム反対協議会	森口玄七様方	0886-69-0523	0886-69-3923	770	徳島市方上町内一〇の一	三		細川内ダム
細川内ダム建設反対徳島県連絡会		0886-54-4554	0886-54-4554	7700853	徳島市中德島町一の五	新婦人の会内	見渡様	細川内ダム

## 連絡先

清流球磨川・川辺川を 未来へ手渡す都市民 の会	重松 隆敏様 方	0966-22- 3917	0966-22- 3917	熊本県人吉市北 泉田町 二一四の 三	868	熊本県人吉市北 泉田町 二一四の 三	868	川辺川ダム
清流球磨川・川辺川を 未来に手渡す会	池井良暢様方	0966-42- 2639		熊本県球磨郡多 良木町黒肥地一 六六八の一		熊本県球磨郡多 良木町黒肥地一 六六八の一		川辺川ダム
川辺川利水訴訟原告 団	梅山 充様方	0966-24- 4844	0966-24- 4844	良村柳瀬 九四の 三		良村柳瀬 九四の 三		川辺川ダム
子守り歌の里・五木を 育む清流川辺川を守る 県民の会	川本正道様方	096-365- 3836	096-365- 3836	熊本県熊本市健 軍二の二五の六 一〇一	862	熊本県熊本市健 軍二の二五の六 一〇一	862	川辺川ダム
イスワシネットワーク		025-228- 2127	025-228- 0914	新潟県新潟市東 堀通二の四八一	951	新潟県新潟市東 堀通二の四八一	951	湯の谷ダム
奥只見のイヌワシと水 を守る会		2048 FAX 82-	2057-82- 2897	新潟県南魚沼郡 塩沢町樺野沢四 一		新潟県南魚沼郡 塩沢町樺野沢四 一		湯の谷ダム
徳山ダム建設中止を 求める会	星野信之様方	0584-78- 4119	0584-82- 4119	岐阜県大垣市本 町 二の二七	503	岐阜県大垣市本 町 二の二七	503	徳山ダム
吉野川シンポジウム実 行委員会	姫野雅義様方	0886-26- 1424	0886-26- 1425	吉野川 徳島県徳島市南 前川町 四の三	770	吉野川 徳島県徳島市南 前川町 四の三	770	吉野川 第十堰 問題 第十堰